

一般社団法人

獨協大学同窓会

臨時社員総会資料

日 時 平成31年1月19日(土)
午前10時00分～午前11時30分
会 場 東京文化会館 大会議室

次第

1. 開会
2. 臨時社員総会成立確認
3. 会長挨拶
4. 決議事項
 - (1) 定款変更(定款第22条・31条)について
5. 報告事項
 - (1) 委員会報告(各委員会から委員会活動概要のご説明): 添付資料ご参照
6. その他
7. 閉会

1. 開会

2. 臨時社員総会成立確認

3. 会長挨拶

4. 決議事項

(1) 定款変更（定款第 22 条・31 条）について

【内容説明】

①第 52 期・第 53 期の理事、監事の登記に際し、司法書士から以下定款に関する指摘があり、専門家(弁護士)との相談の結果、今般定款の変更を上程するものです。

②定款指摘事項：先の社員総会での議決（第 5 章役員 第 22 条役員を選出）に際し、第 22 条では会長と理事は社員総会で選任となっているが、第 31 条では代表理事は理事会で選任とあり矛盾がある。登記には法務局へ定時社員総会議事録と定款の提出が必要であり、現状では登記が出来ない。

③定款変更に伴う経緯と問題点：先の社員総会(2018 年.11 月 17 日) 議決事項（3）の変更について、以下のように上程し議決承認を得たが、関連条項(第 31 条 (3))の定款変更漏れによる定款の矛盾を問題点として指摘を受けております。

【上程内容（2018 年 11 月 17 日）】

③改正（役員選任方法に関する規程の制定および同制定に伴う定款の一部改訂について）
 ・正会員から推薦された代議員による会長の直接選出と選出過程の透明性を確保する。

新旧対照表

旧	新
第 5 章 役員(P3)	第 5 章 役員(P3)
(役員) (略) (役員の選出) 第 22 条 理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によって各々選任する。 2 代表理事（会長）、業務執行理事（副会長（若干名）、専務理事）は、理事会において選定する。副会長の人数、専務理事の選定の要件、その他、代表理事、業務執行理事の選定の方法の詳細は、理事会によってこれを定める。 (略)【今回追記】.....	(役員) (略) (役員の選任) 第 22 条 <u>会長（代表理事）と</u> 理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によって <u>それぞれ</u> 選任する。 2 <u>前第 1 項でいう役員及びその他の役員（業務執行理事（副会長（若干名）、専務理事）の詳細な選任方法については、理事会において別に定める。</u> (略)【今回追記(問題点)】.....
第 6 章 理事会(P4) (略) (権限)	第 31 条 (3) 定款変更漏れ

<p>第 31 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 事業計画の承認</p> <p>(2) 当会の業務執行の決定</p> <p>(3) <u>代表理事及び業務執行理事の選任及び解任</u></p> <p>(略)</p>	
---	--

④定款変更案

④-1. 定款指摘事項対応

- ・ 第 31 条 (3)「代表理事及び業務執行理事の選任及び解任」からを「代表理事及び」を削除する

④-2. 関連対応

専門家(弁護士)からは、関連する以下の指摘事項(第 22 条第 1 項・第 2 項)を含め、合わせて変更案として作成。

- ・ 第 22 条 「理事及び代表理事(会長)は社員の中から」と規定したほうが適当である。
- ・ 2 「前第 1 項でいう」は、正式には「前条第 1 項」が適当。
- ・ 2 「その他の役員(業務執行理事(副会長(若干名)、専務理事))という規程の仕方、前第 1 項と同じような規定の仕方が適当。

新旧対照表

旧	新
<p>第 5 章 役員(P3)</p>	<p>第 5 章 役員(P3)</p>
<p>(役員)</p> <p>第 21 条 当会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 5 名以上 15 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名以上 5 名以内</p> <p>2 理事のうち代表理事 1 名を会長とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち業務執行理事を 2 名以上 5 名以内置く。</p>	<p>(役員)</p> <p>第 21 条 当会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 5 名以上 15 名以内</p> <p>(2) 監事 2 名以上 5 名以内</p> <p>2 理事のうち代表理事 1 名を会長とする。</p> <p>3 代表理事以外の理事のうち業務執行理事を 2 名以上 5 名以内置く。</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第 22 条 <u>会長(代表理事)</u>と理事は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によってそれぞれ選任する。</p> <p>2 <u>前第 1 項でいう役員及びその他の役員(業務執行理事(副会長(若干名)、専務理事))</u>の詳細な選任方法については、理事会において別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第 22 条 <u>理事及び代表理事(会長)</u>は社員の中から、監事は正会員の中から、社員総会の決議によってそれぞれ選任する。</p> <p>2 <u>前条第 1 項乃至第 3 項の各役員</u>の選任方法の詳細については、理事会において別に定める。</p> <p>(略)</p>
<p>第 6 章 理事会(P4)</p>	<p>第 6 章 理事会(P4)</p>
<p>(略)</p> <p>(権限)</p> <p>第 31 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 事業計画の承認</p> <p>(2) 当会の業務執行の決定</p> <p>(3) <u>代表理事及び業務執行理事の選任及び解任</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(権限)</p> <p>第 31 条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 事業計画の承認</p> <p>(2) 当会の業務執行の決定</p> <p>(3) <u>代表理事及び業務執行理事</u>の選任及び解任</p> <p>(略)</p>

⑤今回の問題点(要因)と対策について

- ・今回の問題点(要因)は、従来定款・規程変更に関し、経費と時間の観点から専門家の検証を省いたことが要因であり、今後の変更の際には適宜専門家の検証を受け進めていきたい。また、起案者には、起案責任として定款・規約の変更にともなう相互関連性について事前検証を確実に実施する事を徹底願いたい。
- ・尚、今期総務委員会では、定款・規約全体の見直しに伴う専門家検証費用として、30万円(@1.5万円×20時間)を予算として確保している。

5. 報告事項

- (1) 委員会報告 (各委員会から委員会活動概要のご説明) : 添付資料ご参照

6. その他

7. 閉会

以上